

## 令和7年 町内会等に対する補助事業一覧(赤字昨年度より修正、黄色新規)

	補助事業の名称	事業の内容	補助額又は補助率	担当課
1	町有地維持管理事業	町有地において地域住民が草刈作業をすることに対して助成する。	1㎡あたり30円 年2回まで	契約管財課 61-3924
2	自治会管理防犯灯補助事業	自治会内に新規で設置するLED防犯灯の設置費用(支柱も含む)、または、LED以外の防犯灯からLEDの防犯灯に変更する設置費用に対し助成する。ただし、その電気料及び修繕費については、自治会の負担とする。(申請書の受付期間を原則、当該年度4月1日～12月27日までとする。) ※蛍光灯の製造中止に伴い、令和9年度末事業見直し	限度額 10万円	防災安全課 61-3951
3	自主防災組織等補助金 (活動費補助金)	自主防災組織が防災活動に必要な経費に対して助成する。 【自主防災訓練の経費、啓発活動の経費、地区住民の対応に必要な経費】 (申請書の受付期間を原則、当該年度4月1日～9月30日までとする) ※事前申請	対象経費の100% 限度額 2万円	防災安全課 61-3951
4	自主防災組織等補助金 (資機(器)材購入費補助金)	自主防災組織が資機材を購入するために必要な経費に対し助成する。 (申請書の受付期間を原則、当該年度4月1日～9月30日までとする) ※事前申請	避難用資機材80% 救出・救助用資機材・その他50% (※個別避難計画作成地区は、車イスやリヤカーなどの救助用資機材80%) 限度額 30万円	防災安全課 61-3951
5	防犯カメラ設置補助金	自治会内の犯罪防止を目的に特定の場所に継続的に設置されるカメラで、自治会が防犯カメラを新規で設置する事業に要する経費に対して助成する。ただし、保守、修理、電気料金などの維持管理に係るもの及び振込手数料については、自治会の負担とする。 ※次年度事業の受付期間は、前年4月1日～9月30日	対象経費の100% 限度額 15万円	防災安全課 61-3951
6	戸別受信機購入費補助金	戸別受信機及びアンテナを新規で設置する費用に対し助成する。 (戸別受信機及びアンテナ等工事費を対象とし、修理、コンセントの設置、乾電池購入、アンテナ設置に係る支柱の設置にかかる費用は対象外)	対象者負担額 非課税世帯 約2万円負担 非課税世帯以外 約3万円負担	防災安全課 61-3951
7	老朽空き家等解体補助金	町内の老朽化した住宅等を解体する方に解体費の一部を補助(強風時など、住宅から瓦やトタン等が飛散し近隣住宅へ危害を及ぼす不良空き家等に対し補助を行う) 受付期間は令和7年7月31日まで ※事前申請	解体費用の1/3を補助 老朽空き家 限度額50万円(加算額あり) 準老朽空き家 限度額30万円(加算額あり)	防災安全課 61-3951
8	避難所耐震診断等補助金	自治会内の一時避難所の安全・安心を向上させるため、施設の耐震診断及び補強プランの作成費の一部を補助し、避難所を強化する。 ・平成12年5月31日以前に着工された木造建築物で、町の地域防災計画に登録されている一時避難所 ・県に登録されている耐震診断士が作成するものに限る ※事前申請	耐震診断・補強プラン作成費用のそれぞれについて、2/3を補助	防災安全課 61-3951

## 令和7年 町内会等に対する補助事業一覧(赤字昨年度より修正、黄色新規)

補助事業の名称	事業の内容	補助額又は補助率	担当課
9 家庭用防犯対策品設置事業補助金	家庭での防犯対策を支援するため、防犯カメラ等の防犯対策品の購入・設置費用の一部を補助し、犯罪者に対する抑止力とし、犯罪の発生を未然に防ぐことにより、安全で安心して暮らせる犯罪に強いまちづくりを推進する。 ・高齢者のみ世帯(65歳以上) ・防犯カメラ、カメラ付きインターフォン、センサー付きライト、防犯フィルム (補助期間 令和7年度より9年度までの3か年)	補助対象経費の1/2の額 限度額 2万円	防災安全課 61-3951
10 自転車用ヘルメット購入補助金	自転車用ヘルメットの着用率向上に取り組み、自転車乗用中による交通死亡事故を無くすことを目的に、町民が自転車用ヘルメットを購入する費用の一部を補助する。 ・町内在住者(全年齢) (補助期間 令和7年度より9年度までの3か年)	自転車用ヘルメット購入費の1/2の額 限度額 2千円	防災安全課 61-3951
11 地区コミュニティ会館整備支援事業	地区コミュニティ会館(集落センター等)の新築・増改築に要する経費を助成する。 申請期間は令和7年10月31日まで	【新築】 補助率 1/3(県補助ある場合2/3以内) 限度額 500万円 (県補助ある場合1,000万円) 【修繕】100万円以上の工事が対象 補助率 1/3(県補助ある場合2/3以内) 限度額 300万円 (県補助ある場合450万円) 【バリアフリー化】 30万円以上の工事が対象 補助率 1/3以内 限度額 30万円 【空調設備工事】 30万円以上の工事が対象 補助率 1/3以内 限度額 30万円	生涯学習課 61-3400
12 一般コミュニティ助成事業	宝くじの社会貢献事業として、地域コミュニティ活動に直接必要な設備・備品等(建築物、消耗品は除く)の整備に対し助成する。 令和7年度は、令和8年度実施事業についての申請を受付ける。申請時期は、例年8月～10月。 助成内容は変更となる場合あり。	助成金 100万円から250万円	生涯学習課 61-3400
13 コミュニティセンター助成事業	宝くじの社会貢献事業として、地域コミュニティ活動を推進し発展を図ることを目的とした集会施設の建設または大規模修繕等の整備に対し助成する。 令和7年度は、令和8年度実施事業についての申請を受付ける。申請時期は、例年8月～10月。 助成内容は変更となる場合あり。	補助率 対象事業費の3/5 限度額 1,500万円	生涯学習課 61-3400
14 集落活性化支援事業補助金 (自治会による住民交流イベント等開催支援)	自治会活動の新たな担い手の参画や住民の自治会への加入を促すことを目的とした新たな住民交流イベントの開催の事業に対し助成する。 ※補助対象期間は申請年度の1月末まで。 ※申請は令和7年4月より受付します。	補助対象経費の2分の1以内 ※ただし、1事業実施主体あたり10万円を限度とする	生涯学習課 61-3400

## 令和7年 町内会等に対する補助事業一覧(赤字昨年度より修正、黄色新規)

	補助事業の名称	事業の内容	補助額又は補助率	担当課
15	廃棄物施設整備事業	町内会の廃棄物施設(ごみ集積場)に要する経費に対し助成する。 (新設・入替は町区内のごみステーション数により単年度に補助できる施設数が異なる) (修繕・補修は施設の維持に必要な部材の取替、付帯設備の追加に関するものとする)	新設・入替 1施設あたり 限度額 10万円 修繕・補修 1地区あたり 限度額 3万円	住民税務課 61-3945
16	古紙回収推進事業	地域・団体等が実施する古紙回収に対し奨励金を支給する。 古紙等(新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ等対象)	古紙類1Kg当たり4円	住民税務課 61-3945
17	野良猫不妊手術に係る助成事業	野良猫の被害対象区域住民からの申請により手術費を一部助成する。 自治会長(区長)による野良猫である確認が必要となる。	野良猫不妊手術費用に係る一部助成 オス1匹:6千円 メス1匹:9千円	住民税務課 61-3945
18	永平寺町遊具整備費補助金	町内会または自治会等が管理している遊具を新設・修繕・入替に要する費用に対し助成する。	(整備に要する経費) 補助率 1/2 最高補助限度額 30万円	子育て支援課 61-7250
19	林道維持管理事業補助金	地元林道の維持管理(側溝の土砂上げ、草刈等、機械による施工)を地域住民が共同で取り組むことに対して助成する。	側溝の土砂上げ、草刈等: 500m当たり1万円 限度額 2km 4万円 機械施工: 限度額 30万円	農林課 61-3947
20	山ぎわ森林整備事業補助金	人家や道路など、重要なインフラに隣接する山ぎわの危険木の伐採や間伐等の森林整備を支援し、山ぎわ森林整備の促進を図る。(対象森林は地域森林計画に記載された森林である必要がある為、対象になるかは、農林課へお問い合わせ下さい。)	補助率:100% 1申請あたり限度額300千円(1千円未満の端数は切り捨て)	農林課 61-3947
21	有害鳥獣対策地区協力補助金	町内の地域における鳥獣被害対策の促進及び育成・強化を図り、鳥獣被害を最小限に食い止めるため、地域の鳥獣被害対策にかかる費用の支援を行う。補助対象地区は、町内の地域で、鳥獣被害対策地区リーダー(鳥獣被害対策実施隊員)を選出し、鳥獣被害対策地区リーダーを中心に、鳥獣被害対策組織を設置した地区に対して助成する。 ※補助申請対象期間R7~R9年度	本補助金の補助上限額は20万円とする。 (1千円未満の端数は切り捨て) ○補助率:10/10 ・鳥獣被害対策に係る研修および啓発にかかる費用 ・鳥獣の追払いに係る消耗品費(爆竹、口ケツト花火等) ・鳥獣の追払いに係る備品購入費(電動ガン、パチンコ等) ・鳥獣を寄付けないための対策に係る費用	農林課 61-3947

## 令和7年 町内会等に対する補助事業一覧(赤字昨年度より修正、黄色新規)

補助事業の名称	事業の内容	補助額又は補助率	担当課
22 山村活性化支援交付金	山村振興法に基づき指定された振興山村において、農産物や林産物等の地域資源を活用した地域の振興を図るため、地域内資源の賦存量調査や新製品の開発・試作、人材育成、販路開拓等のソフト面の取組に対して交付する。 ※振興山村地域は以下のとおり ・志比、荒谷、市野々、京善、寺本、けやき台、諏訪問、東諏訪問、山地区 ・下浄法寺、殿村、上浄法寺、岩野、吉波、栃原地区	事業期間: 上限3年間 交付率: 定額(上限1,000万円/地区)	農林課 61-3947
23 地域をつなぐ河川環境づくり推進事業	町内河川の堤防及び河川内を地域住民の協力により河川堤防の草刈活動を行い、それにかかる経費の一部を助成する。 ※県管理の河川のある地区が対象	作業人数及び経費によって補助額を決定 限度額 7万円	建設課 61-3948
24 原材料費支給事業	自治組織等による施設(道路、道路に付随する排水路、道路法面)の維持管理に対し、原材料を支給する。	1地区限度額10万円	建設課 61-3948
25 除排雪作業用燃料支給事業	狭隘路線や防火水槽(消火栓)周辺、ごみ集積場など、地域住民が行う除排雪作業に対して燃料を支給する。 ※事前に燃料支給資格証の交付が必要 ※支給期間: 12月1日～翌年3月31日	油種: ガソリンまたは軽油 限度量: 1地区200リットル(2種合算)	建設課 61-3948
26 町道支障木伐採支援事業	自治会及び個人が通行確保のために、自主的に行う町道の通行上支障となる立竹木等の伐採に対して、掛かる費用の一部を助成する。(山ぎわ森林整備事業区域外の山林)	補助率100%(1千円未満切捨て) 自治会: 限度額200千円 個人: 限度額 50千円 (3年間の試行運用)	建設課 61-3948
27 景観まちづくり活動支援事業補助金	町景観計画に沿って街並み景観の保全・活用する活動で、新規の活動又は既存の活動内容を拡充して実施し、補助終了後も継続的に実施することが見込まれる事業に対し助成する。	補助対象経費の3分の2以内 9万円を限度とする	えい住支援課 61-3922
28 わがまち夢プラン育成支援事業	町内会、地域振興会等が自ら望むまちを自らの手で、夢を持って創り上げる活動を支援する。地域の活性化につながる事業、地域課題の解決を図る事業、資源を活かし地域の魅力を高める事業等を対象とする。	対象経費の2/3以内 限度額 20万円(1事業3回まで)	生涯学習課 61-3400
29 伸びゆく永平寺町民運動推進事業	町民指標の具現化をめざし、自分自身の努力で自らを向上させ、また、お互いの協力によって自分の住んでいる地域を住みよくしようとするため、町内全地区でまちづくり運動を提唱するとともに、住みよいまちづくりに向けて取り組む地区に対し、その活動を支援する。事業内容により、Aプラン、Bプランの区分あり。	対象経費の1/2以内 Aプラン8万円限度 Bプラン3万円限度	生涯学習課 61-3400

## 令和7年 町内会等に対する補助事業一覧(赤字昨年度より修正、黄色新規)

	補助事業の名称	事業の内容	補助額又は補助率	担当課
30	地域づくり応援事業補助金	地域の自然、歴史、文化、観光、生活習慣等の地域資源を活かした住民相互扶助による自発的な地域づくり活動に資する各種催しや事業を支援する。地域振興会や複数の町内会が中心となる、おおむね永平寺町民で構成される団体を対象とする。	対象経費の1/2以内 限度額 100万円	生涯学習課 61-3400
31	青少年健全育成支援事業	宝くじの社会貢献事業として、青少年の健全育成に資するための、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業に対し助成する。 令和7年度は、令和8年度実施事業についての申請を受け付ける。申請時期は、例年8月～11月(予定)。助成内容は変更となる場合あり。	助成金 30万円から100万円	生涯学習課 61-3400
32	地域づくり助成事業 活力ある地域づくり助成事業	宝くじの社会貢献事業として、地域の活性化に資するための、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業に対し助成する。 令和7年度は、令和8年度実施事業についての申請を受け付ける。申請時期は、例年8月～11月(予定)。助成内容は変更となる場合あり。	助成金 200万円まで	生涯学習課 61-3400
33	消防施設補助金	消火栓での初期消火に使用する消防用ホース、管そう、スタンドパイプ、ハンドル及びこれらを格納する格納箱等の整備に要する経費に対し助成する。 ※事前申請となります。	①補助率 1/2 (整備に要する経費) ②補助率 2/3 (限度額 10万円) ・新設ホース格納箱用の消防用ホース ・8年以上経過した消防用ホース  ①②を合わせた最高補助限度額 30万円	消防総務課 63-0119

※ 詳しくは、各担当課へお問い合わせください。